除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２４年（へ）第１号
北海道網走市字潮見171番地の５
申立人　網走リース株式会社
代表者代表取締役　大水　幸一
権利を争う旨の申述の終期　平成25年２月28日
平成25年３月６日　帯広簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　142654ＡＴ41869
金額　2,233,883円
支払期日　平成25年３月５日
支払地　北海道帯広市
支払場所　株式会社北洋銀行帯広中央支店
振出日　平成24年10月31日
振出地　北海道帯広市西18条北１丁目14番地
振出人　株式会社共成レンテム　代表取締役　黒川　和雄
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第５号
愛知県豊橋市豊栄町字東713番地
申立人　株式会社エイコウ
代表者代表取締役　鎌田　篤
権利を争う旨の申述の終期　平成25年３月７日
平成25年３月８日　豊橋簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＫＬ02258
金額　726,567円
支払人　蒲郡信用金庫花田支店
支払地　愛知県豊橋市
振出日　平成24年９月28日
振出地　愛知県豊橋市
振出人　川西塗装株式会社　代表取締役　川西　正克
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第２号
名古屋市緑区鳴海町字中汐田204番地の１
申立人　株式会社エステック
代表者代表取締役　山口　正勝
権利を争う旨の申述の終期　平成25年３月５日
平成25年３月８日　松阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＨＳ80554
金額　486,990円
支払期日　平成24年10月10日
支払地　三重県松阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行松阪支店
振出日　平成24年７月10日
振出地　白地
振出人　株式会社三重特機　代表取締役　稲垣　正男
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１０号
東京都墨田区両国１丁目６番４号
申立人　株式会社サンマリノ
代表者代表取締役　中森　英典
権利を争う旨の申述の終期　平成25年３月６日
平成25年３月７日　岡山簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＨＣ01665
金額　833,320円
支払期日　平成24年９月20日
支払地　岡山県岡山市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行岡山駅前支店
振出日　平成24年７月20日
振出地　岡山県岡山市
振出人　株式会社ポムアン　取締役社長　赤木　由樹
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第７９号
福岡市博多区井相田１丁目11番35号
申立人　九栄運輸倉庫株式会社
代表者代表取締役　木下　茂雄
権利を争う旨の申述の終期　平成25年３月11日
平成25年３月12日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＨＧ62772
金額　2,841,100円
支払期日　平成24年12月20日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社りそな銀行大阪営業部
振出日　平成24年９月20日
振出地　大阪市北区
振出人　ヤンマー物流サービス株式会社　代表取締役　中田　正敏
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第８０号
大阪市北区大淀南１丁目９番16号山彦ビル
申立人　チカモチ純薬株式会社
代表者代表取締役　近持　晴子
権利を争う旨の申述の終期　平成25年３月11日
平成25年３月12日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ277311
金額　504,000円
支払期日　平成24年８月31日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社みずほ銀行船場支店
振出日　平成24年５月31日
振出地　大阪市中央区
振出人　三京化成株式会社　取締役社長　小川　和夫
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第５号
大阪市生野区巽中１丁目21番５号
申立人　株式会社イチマツ化学工業
代表者代表取締役　松本　繁
権利を争う旨の申述の終期　平成25年３月８日
平成25年３月11日　松山簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　Ｙ16514
金額　270,000円
支払人　株式会社ジャパンシューズえひめ　代表取締役　鶴田　学
支払期日　平成24年８月20日
支払地　愛媛県松山市
支払場所　株式会社みずほ銀行松山支店
振出日　平成24年４月20日
振出地　大阪府大阪市
振出人　株式会社イチマツ化学工業　代表取締役　松本　繁
引受人　株式会社ジャパンシューズえひめ　代表取締役　鶴田　学
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１９号
三重県伊勢市岡本２丁目５番57号
債務者　清宝水産有限会社
代表者取締役　清水　宏充
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北薗　太
４　破産債権の届出期間　平成25年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月12日午前11時30分
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第３６４号
横浜市中区本郷町３丁目265番地１　ペニーローヤル101号室、商業登記簿上の本店所在地横浜市南区平楽148番地の３横浜ダイカンプラザスポーツメント619号
債務者　有限会社建翔
代表者代表取締役　白畑　勉
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小木　正和
４　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部